

緊急時対策検討委員会規則

平成22年7月26日 施行

平成25年5月15日 改正

(設置)

第1条 高松港における台風、津波、発達した低気圧等（以下「台風等」という。）による海難及び災害の防止等に資するため、高松港台風・津波等災害防止対策協議会（以下「協議会」という。）会則第9条第1項の規定に基づき「緊急時対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員及び役員等)

第2条 委員会は、会長が協議会会員の中から指名する者をもって構成し、委員は別表「委員名簿」のとおりとする。

- 2 委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 委員会の委員長、副委員長は、委員の中から協議会会長が指名する。
- 4 委員長は、議事を統括し、委員会の意思を決定する。
- 5 副委員長は、委員長に事故のあった場合、その職務を代行する。
- 6 委員は止むを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 台風等による海難及び災害の防止等のため、「高松港台風・津波等災害防止対策措置要領（以下「措置要領」という。）」に基づく運用に関すること。
- (2) その他台風等による海難及び災害の防止等のための諸対策に関すること。

(報告)

第4条 委員長は、委員会で検討した事項を、協議会会長に報告する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、高松海上保安部航行安全課に置く。

- 2 事務局は、委員会の庶務をつかさどる。

付 則

この規則は、平成22年7月26日から施行する。

この規則は、平成25年5月15日から施行する。